

令和元年十二月四日提出
質問第一六八号

建設分野における特定技能外国人管理に関する質問主意書

提出者
松原
仁

建設分野における特定技能外国人管理に関する質問主意書

改正入管難民法により、建設分野において、特定技能外国人を国内で雇用することが可能となった。

しかし、建設分野における特定技能外国人（以下「建設分野特定技能外国人」という）の雇用にあたっては、制度上、適正就労監理機関として認められた一般財団法人国際建設技能振興機構、及び、一般社団法人建設技能人材機構（以下「JAC」という）の関与が義務付けられている。そのため、建設関連団体に加盟しているか、年会費三十六万円（正会員の場合）は二十四万円を払って、JACに加盟する必要がある。その上、建設分野特定技能外国人を一人雇用するごとに、月額一万二千五百円（年額十五万円）から月額二万五千円（年額三十万円）を、受け入れ負担金としてJACに支払う必要がある。

このように、建設分野特定技能外国人を雇用するために、雇用主は多額の負担を課されることとなっている。そこで、次のとおり質問する。

- 一 特定技能外国人の受け入れ企業がJACに収める会費、受け入れ負担金は、JACが行うどのような事業の原資として徴収されているか、政府において把握していれば明らかにされたい。

二 政府として、建設分野における特定技能外国人を雇用する側の負担を軽減させるために、特定技能外国人受入事業実施法人（以下、「登録法人」という）として、JAC以外にも登録法人の増加に努めて、競争原理を働かせていくか。

三 登録法人として登録を受けているJACは、建設分野の多くの業界団体が加盟しているが、建設分野における特定技能外国人の雇用市場を実質的に支配する力を有していると認められることから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する懸念があるが、政府の見解を問う。

右質問する。